

福島県環境基本条例の一部改正について

平成24年9月11日

生活環境総務課

1 福島県環境基本条例について

(1) 目的

環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

(2) 構成

前文

第一章 総則(第1条～第8条)

条例の目的、環境の保全に関する基本理念及び県等の責務等を定めている。

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第9条・第10条)

環境の保全に関する施策を策定し実施するに当たっての基本指針及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画について定めている。

第三章 環境の保全のための基本的施策(第11条～第30条)

基本理念及び基本指針を踏まえ、県が講ずべき環境の保全のための基本的施策について定めている。

附則

2 福島県環境基本条例の一部改正について

環境基本法(平成5年法律第91号)が改正され、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置が同法の適用の対象とされたこと等から、本県の環境保全施策の基本事項等を定めている福島県環境基本条例に放射性物質による環境汚染対策の施策を追加する。

例)・除染の推進

- ・放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理の推進

(参考)

環境基本法の一部改正について

1 改正内容

放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とする。

2 原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）新旧対照表

○環境基本法（平成5年法律第91号）（附則第51条関係）（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。<u>第二十一条第一項第一号において同じ。</u>)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。</p> <p><u>第十三条 削除</u></p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。<u>第十六条第一項を除き、以下同じ。</u>)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。</p> <p><u>(放射性物質による大気の汚染等の防止)</u> <u>第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。</u></p>

3 施行期日

公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日

福島県環境基本条例の改正スケジュール（案）

平成24年9月11日 環境審議会全体会（諮問、改正の方向性等）

11月上旬 環境審議会第一部会（素案について検討）

平成25年 1月上旬 環境審議会全体会（答申（案）について検討）

答申

3月下旬 条例の改正